１．地域雇用・中小企業支援について

（１）地域産業の振興と安定した雇用の確保

若年層や女性が働き定住するよう、製造業だけでなく様々な企業誘致を推進すると共に、産官学の連携を強化し、中小企業・小規模事業者の雇用確保に向けた支援を進め、地域における雇用の維持・創出を図ること。

（２）賃上げ促進制度について

若年層の都市部流出が続いていることから、地域労働者の生活（賃金）水準向上により人材確保が図られるよう、自治体から地域企業へ賃上げを後押しするよう市独自の「地域賃上げ促進制度」を検討し、これにより一定以上の賃上げを実施した企業に対する補助制度の創設や設備投資への補助・税制優遇措置などを行うこと。

（３）移住・定住に向けた支援について

若年層の定住および移住促進のため、住宅取得支援制度や空き家活用への支援制度の充実を図ること。

（４）賃上げ・価格転嫁に向けた中小企業支援

最低賃金の引上げや物価高騰等を踏まえ、賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者への支援制度について、周知・利用促進を図ること。また、適正な価格転嫁が進むよう、関係機関と連携して取り組むこと。

２．行政運営・公共サービスについて

（１）持続可能な行政運営と適正な職員配置

多様化・複雑化する行政需要に対応するため、業務量や行政需要に応じ、正規職員の適正な配置を進めること。

また、デジタル化や業務の抜本的な見直しを進め、職員の負担軽減に努めると共に、税収規模に見合った市民サービス及び生活負担軽減に結びつく施策の充実を図り、より市民目線に立ったまちづくりを図ること。

（２）専門職の確保について

国や県が主導する新規事業の展開において、多くの場合市町村が主体となるが、保健師が不足している。また、市民ニーズが多様化していることから、北上市において事業実施に必要な専門職の確保を行うこと。

（３）会計年度任用職員等の処遇改善

会計年度任用職員等について、職務実態に応じた適切な任用・処遇を確保するとともに、必要な人材を安定的に確保し、安心して働くことのできる制度運用を進めること。

（４）カスタマーハラスメント対策の強化

自治体職場におけるカスタマーハラスメントについて、職員を守るための組織的な対応方針、相談体制、研修等を整備し実効性のある対策を進めること。

（５）手話言語条例の制定について

自治体として手話に対する理解及び普及を図るよう、手話言語条例の制定を行うこと。また、この条例啓発のため９月 23 日「手話の日」には、公共施設のブルーライトアップによる啓発等、北上市として推進すること。

（６）スポーツ施設維持及び利用促進について

市内のスポーツ施設について、北上市として適切に施設維持及び市民の利用促進に向けた施策を講じること。

３．子ども・子育て、福祉について

（１）保育士支援について

保育士数について、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で定めている保育士数を配置したとしても、保育所の開所時間すべて賄うために必要な保育士数には足らず、その結果、日々の休憩の取得も困難な現状である事から、国及び地方公共団体による保育士確保に向け、配置基準の見直しを北上市からも関係機関へ働きかけるとともに、働いている人への支援策を拡充すること。

（２）子どもの貧困・ヤングケアラー等への支援

子どもの貧困、ヤングケアラー、ひとり親家庭等の実態を把握し、教育・福祉・子育て等の関係部署が連携した相談・支援体制を強化すること。

（３）介護・障がい福祉・生活困窮者支援の充実

介護・障がい福祉サービスを必要とする人が適切な支援を受けられるよう、相談支援体制を強化するとともに、地域包括ケアの推進、生活困窮者への支援、居住支援等の充実を図ること。

（４）医療体制・医療従事者確保について

地元で適切な医療が受けられるよう医療体制、医療従事者確保に努めること。特にも、耳鼻科・皮膚科・産婦人科については病院数が少ない事から、これら病院の新設推進及び医師確保に努めること。

（５）子供の医療費無償化について

労働者の子育て負担軽減を図るため、所得に関わらず子供の医療費無償化を１８歳までに引上げを図ること。

４．教育について

（１）教育環境の充実と教職員の負担軽減

教育の質を確保するため、学校現場の実情を踏まえた十分な予算措置を講じ、教育環境の充実を図ること。また、教職員の長時間労働の是正や負担軽減に向け、学校現場の実情を踏まえた必要な支援を進めること。

（２）子どもの困難を早期に把握する支援体制の強化

いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラー、不登校等、子どもが抱える困難を早期に把握し、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制を強化すること。

（３）高校授業料無償化制度における手続き簡素化について

労働者・市民の負担軽減の観点から、高校授業料無償化制度における手続きの簡素化を国・県に働きかけるとともに、市としても可能な支援策を講じること。

（４）地域における子どもの居場所・活動機会の確保

子どもの居場所づくりを進めるとともに、学校・地域・関係団体が連携し、部活動の地域展開を含め、子どもたちの多様な活動機会を確保すること。

（５）教育水準の向上と地域産業を支える人財育成について

地域産業を支える人財育成のため、地域全体の教育水準の向上および小中高における教育レベルの底上げに向けた施策について、関係機関と連携し充実を図ること。

特に、基礎学力の定着に加え、探究学習や地域企業と連携したキャリア教育などの強化に向けた施策を図ること。

５．地域公共交通・防災・安心安全な地域づくりについて

（１）交通弱者への支援と地域公共交通の維持

高齢者、障がい者等の交通弱者が、通院・買い物等の日常生活に必要な移動手段を確保できるよう、公共交通の維持・確保に努めること。また、西和賀高校の２クラス化、並びに通勤、通学時間帯を中心に乗り換えする人が多い事から、JR 北上線の運行本数を確保するとともに、JR 東北本線への直通運転新設について、関係自治体と連携し JR 東日本盛岡支社へ働きかけると共に、利用促進や北上市独自の利用支援策の充実を図ること。

（２）地域防災組織の連携強化

地域コミュニティにおける防災組織の強化に向け、防災士の育成はもとより、防災士同士の連携強化のため、北上市として防災士会への運営に対して補助金などの支援を講じること。

（３）通信環境の整備について

商業地や工業団地など人口が密集するエリアに於いて昼休み時間帯は、通信回線がひっ迫する場合があり、災害時は情報も入らない場合が危惧されることから、通信状態を把握し改善するよう、北上市から通信事業者へ働きかけること。

（４）交通安全教育の強化と支援について

自転車利用に関する交通安全教育の強化とあわせ、ヘルメットの購入補助など、安全確保のため、関係団体と施策を推進すること。

（５）道路整備について

日常的に渋滞する国道や市道おいて、交通事故の危険があることから、交差点や道路の拡幅、信号機（時差式や矢印式）の整備を推進すると共に、路面状態によっては事故を起こす場合が有る事から、道路維持管理の徹底をするよう関係機関に働きかけること。
（補足資料　別紙）

（６）住みやすい地域環境整備について

資源ゴミ回収への立ち会いについては、労働者の負担を軽減すべく廃止するよう指針を設け、各自治会へ働きかけること。また、不法投棄や分別不良などについては、防犯カメラの設置費用（補助）を予算化するなど、住みやすい環境整備を図ること。

６．人権・ジェンダー平等について

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、カスタマーハラスメント等の防止に向け、自治体が率先して取組を進めること。また、関連する各種審議会・委員会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、ジェンダー平等の実現を推進すること。

７．投票環境の整備について

（１）投票しやすい環境の整備

高齢者、障がい者、若者等、すべての有権者が投票しやすい環境を確保するため、期日前投票所の設置・運用の充実や移動期日前投票所の導入等、地域の実情に応じた取組を進めること。

（２）投票に関する情報提供と投票済証明書の活用

投票方法や投票場所等について、分かりやすく多様な手段による情報提供を行い、特に若年層を含む有権者の投票参加につながる環境整備を進めること。また、投票率向上につなげる取組の一環として、北上市の特色を活かした投票済証明書の発行・活用を推進すること。

以　上